

教育長の臨時代理による藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に  
関する条例案に対する意見決定について

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、議会からなされる意見照会に対する意見決定を次のように取り扱う。

2024年（令和6年）11月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

#### 意見決定の取扱い

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、教育長をして代理をさせる。

#### 提案理由

この議案を提出したのは、議会上程日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

#### 参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋  
(職務権限の特例)

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることが

できる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。